○多古町住宅取得奨励金交付要綱

平成25年11月18日

告示第95号

(目的)

第1条　この告示は、町内に住宅を建築又は購入した者に対し、多古町補助金等交付規則(昭和39年多古町規則第1号。以下「規則」という。)及びこの告示に基づき、予算の範囲内において奨励金を交付することにより、秩序ある土地利用を基本に本町への定住を促進し、もって活気にあふれた地域社会を築くことを目的とする。

(定義)

第2条　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　新築住宅　町内に新たに建築された一戸建て住宅又は併用住宅であって、その建築後使用されたことのないもののうち、その建築工事の完了の日から起算して1年以内のものをいう。

(2)　中古住宅　町内にある一戸建て住宅又は併用住宅であって、建築後使用されたことのあるもの又は建築工事の完了の日から起算して1年を経過したものをいう。

(3)　土地　新築住宅を建築した日から起算して、過去2年以内に町内に新たに取得又は中古住宅を購入した日から起算して、過去1年以内に町内に新たに取得した土地(相続、贈与その他の取得対価を伴わない事由により取得したものを除く。)であって、農地法(昭和27年法律第229号)による転用許可を必要としないもの。

(4)　定住　奨励金を交付した日から起算して、10年を超える期間継続して町内に居住し、かつ、当該住宅の所在地が住民基本台帳に記録された住所と一致し生活の実態があることをいう。

(5)　居住用面積　居間、寝室、台所その他の専ら居住の用に供する部分の面積をいう。

(交付対象住宅)

第3条　奨励金の交付の対象となる新築住宅又は中古住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項に規定する確認済証の交付を受け、同法第7条第5項又は第7条の2第5項に規定する検査済証の交付を受けていること。ただし、平成13年5月11日以前に着工された中古住宅については、この限りでない。

(2)　居住用面積が70平方メートル以上であること。

(3)　取得後1年以内であること。

(4)　前条第1項第3号に掲げる土地を交付対象住宅の建築敷地とするもの。

(5)　都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5による地区計画がある場合は、当該計画に適合するもの。

(交付対象者)

第4条　奨励金の交付を受けることができる者(以下「交付対象者」という。)は、自己の居住の用に供するために交付対象住宅を建築又は購入した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　奨励金の交付申請時において、交付対象住宅に定住していること。

(2)　交付対象住宅及び土地に対して課される固定資産税の納税義務者であり、かつ、それぞれ2分の1以上の所有権を登記事項証明書で確認できること。

(3)　奨励金の交付申請時において、申請する者及び同居する世帯全員が多古町に納付すべき町税等を滞納していないこと。

(4)　この告示の規定による奨励金を過去に受け取ったことがないこと。

(奨励金の額)

第5条　奨励金の額は、新築住宅については20万円、中古住宅については10万円とする。ただし、奨励金の交付申請時において交付対象者が次の各号に掲げる要件に該当するときは、当該各号に定める額を加算して交付するものとする。

(1)　39歳以下であるとき　10万円

(2)　同居する世帯員に満18歳未満の子があるとき　子1人につき5万円

(3)　都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に規定する許可を得て造成された住宅地に交付対象住宅を建築又は購入したとき。ただし、中古住宅を除く。　20万円

(4)　多古町住宅用省エネルギー設備設置補助金交付要綱(平成29年3月30日告示第15号)第2条第1項に規定する住宅用省エネルギー設備を搭載した建売の交付対象住宅を購入した場合、補助の対象となる経費及び補助金の額は、同要綱第4条第1項に規定する別表第2のとおりとする。ただし、中古住宅を除く。

(5)　多古町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱(平成15年3月26日告示第30号)第2条第1項第1号に規定する合併処理浄化槽を設置した建売の交付対象住宅を購入した場合、同要綱第5条第1項第1号に規定する別表1の額を上限として加算し交付する。ただし、中古住宅を除く。

(6)　航空法(昭和27年法律第231号)第43条の規定に基づく成田国際空港の空港等変更許可申請(以下この号において「本申請」という。)を国土交通大臣が許可した令和2年1月31日の時点で本申請に係る補償対象住宅に居住し、かつ、交付対象住宅に居住するまでの間、引き続き居住していたとき、又は令和2年4月1日千葉県告示第224号、第225号、第226号、第227号、第228号、第229号又は第230号により都市計画の変更(以下この号において「本告示」という。)のあった区域に係る特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法(昭和53年法律第26号)第4条の規定により定められた航空機騒音障害防止特別地区(以下この号において「防止特別地区」という。)であって、かつ、本告示により新たに指定された防止特別地区に、告示日から交付対象住宅に居住するまでの間、引き続き居住していたとき　50万円

2　奨励金の交付は、交付対象住宅1戸につき1回限りとする。ただし、中古住宅については、この限りでない。

(奨励金の交付申請)

第6条　交付対象者は、奨励金の交付を受けようとするときは、住宅取得奨励金交付申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添え、町長に申請しなければならない。

ただし、添付する書類について、申請する者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1)　申請する者及び同居する世帯全員の住民票の写し

(2)　申請する者及び同居する世帯全員の町税等の納付状況を証明する書類

(3)　建物登記事項証明書

(4)　土地登記事項証明書

(5)　建築完了検査済証の写し

(6)　居住用面積を明らかにする図面及び計算書

(7)　誓約書(別記第2号様式)

(8)　前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2　前項の規定による申請は、交付対象住宅を建築又は購入した日から1年以内にしなければならない。

(奨励金の交付決定)

第7条　町長は、規則第4条の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、住宅取得奨励金交付決定・却下通知書(別記第3号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

2　前項の規定による住宅取得奨励金交付決定通知書をもって、交付額の確定の通知とみなすものとする。

(奨励金の交付請求)

第8条　前条第2項の規定により交付額の確定を受けた者が、奨励金の交付を請求しようとするときは、住宅取得奨励金交付請求書(別記第4号様式)により町長に請求しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第9条　町長は、第7条第1項の規定により交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付の決定を取り消すことができる。

(1)　偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2)　前号に掲げるもののほか、町長が奨励金の交付を不適当と認めるとき。

2　町長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、住宅取得奨励金交付決定取消通知書(別記第5号様式)により、当該交付の決定を取り消した者に通知するものとする。

(奨励金の返還)

第10条　町長は、前条第1項の規定により交付の決定を取り消した場合において、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2　町長は、前項の規定により奨励金を返還させようとするときは、住宅取得奨励金返還請求通知書(別記第6号様式)により、当該奨励金を返還すべき者に通知するものとする。

3　前項の規定による通知を受けた者は、町長が定める期日までに奨励金を町長に返還しなければならない。

(住民票等の提出)

第11条　交付決定者は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年から起算して10ヶ年の間、各年度の3月10日(同日が閉庁日の場合は、翌日以降の最初の開庁日)までに、次の各号に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、添付する書類について、申請者の同意を得て町の保有する公簿等により確認することができる場合は、これを省略することができる。

(1)　住民票の写し

(2)　交付決定者に係る交付対象住宅に関する固定資産評価証明書

(委任)

第12条　この告示に定めるもののほか、奨励金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この告示は、公示の日から施行し、平成25年9月20日以降に交付対象住宅を建築又

は購入した者に適用する。

(失効)

2　この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3　この告示の失効前に第6条の規定により奨励金の交付を申請した者に係るこの告示の関係規定並びに第9条及び第10条の規定については、この告示の失効後も、なお、その効力を有する。

附　則(平成28年1月4日告示第2号)

この告示は、公示の日から施行する。

附　則(平成28年3月16日告示第26号)

(施行期日)

1　この告示は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この告示の施行の際、改正前の多古町住宅取得奨励金交付要綱に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附　則(平成28年4月21日告示第50号)

この告示は、公示の日から施行する。

附　則(平成29年5月16日告示第48号)

この告示は、公示の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附　則(平成31年4月1日告示第42号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附　則(令和3年3月31日告示第29号)

この告示は、公示の日から施行する。

附　則(令和5年2月6日告示第8号)

(施行期日)

1　この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（交付の特例）

2　この告示の施行前に奨励金の交付を受けた者のうち第5条第1項第6号の規定に該当する者については、令和5年12月28日までに交付申請した場合に限り50万円を交付する。

附　則（令和7年9月4日告示第82号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和8年3月31日告示第53号）

この告示は、公示の日から施行する。